

# 「石狩市森林整備計画変更計画書（案）」に寄せられた意見と検討結果

【縦覧実施期間】	令和8年2月9日（月）から令和8年3月10日（火）まで	
【担当部局】	産業振興部林業水産課	
【意見提出者】	4人	
【意見件数】	13件	
【意見への対応】	採 用	意見に基づき原案を修正するもの 0件
	一部採用	意見に基づき原案を一部修正するもの 0件
	不 採 用	意見を原案に反映しないもの 0件
	記 載 済	既に原案に盛り込まれているもの 0件
	参 考	原案に盛り込めないが今後参考とするもの 0件
	そ の 他	ご質問・ご意見として伺うもの 13件
【意見の検討経過】	令和8年3月11日～16日	当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
	3月17日～18日	関係所管課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「石狩市森林整備計画変更計画書(案)」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	<p>このたび石狩市森林整備計画変更計画書(案)に対する市民の意見をまとめていると聞き、メールをした次第です。</p> <p>今回の変更では、伐採についての規制が弱まり、伐採しやすくなると聞きました。</p> <p>今、日本では大きな災害が増えており、被害を小さくするためには、木が大きな役割を果たすと考えられます。そんな中、簡単に木を切れるように、法律を変えるというのはとても心配なことです。</p> <p>再検討をしていただけるようお願いいたします。</p>	その他	<p>この度の変更は、森林所有者の意向に沿うため、また、市内には未施業地が多いことから、皆伐を選択することができるように準備をしておくことで、森林整備の促進を図るために施業の方法を変更したものです。</p> <p>木は伐採しないことだけが大事なのではありません。高齢木を伐採後、植栽し適切な更新を図ることで、持続的な資源になるものと考えております。</p> <p>また、施業の判断は、事前に土地の状況や環境、木の生育状態などを確認した上で、施業することとした場合は、その土地にあった施業の方法で実施されることとなります。</p>
2	<p>皆伐可能地区としていくとのこと、全国で道路も含めて皆伐された森林で土砂災害、土砂崩れが多発して元に戻っていないということが思い浮かびます。熊本県、岡山県、関東他多くの地域で森林皆伐による土砂災害、河川の氾濫で死亡事故もおきています。近年北海道でも大雨警報が多くなっていますので、皆伐地区を増やすことはよくないと考えます。地下水の流れも変わってしまいます。</p>	その他	<p>No.1の回答に同じ</p> <p>また、市内民有林の伐採においては、伐根しないことを基本としております。</p>
3	<p>嶺泊林業専用道は東急不動産風力発電計画地とすっきり重なっています。所有者の意向とのことですが、所有者が風力発電事業者に頼まれたということはありませんか？</p> <p>ここの道路幅は何メートルですか？</p> <p>八の沢風力発電建設前に林道としては立派すぎる林道ができて、その後八の沢風力発電が建設されたという苦い経験があります。あの道路も土砂が流れたと聞いていま</p>	その他	<p>嶺泊線の整備につきましては、風力発電事業予定区域付近の森林所有者より施業の依頼があったことから、石狩市森林組合が整備した道路であり、風力発電事業者が使用する工事用道路には該当しないと伺っております。なお、幅員は3.0mと承知しております。</p> <p>八の沢地区風力発電施設の管理用道路において、例</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	すが、周りは復元したのでしょうか。		えば道路敷地まで土砂が流出するなどといった事例は今まで発生していなく、敷地内の数箇所に土砂だまりを設置し雨水対策を行っていると同っております。
4	<p>森林伐採の一番の理由が、今や、バイオマス発電燃料であり、この計画が石狩地域バイオマス発電とは関係ありませんと言われても、未利用材を利用するはずだったバイオマス発電が、今では全国で未利用材ではない燃料が調達され、森林が伐採されています。調達しやすい皆伐可能地区への変更をしないでください。</p> <p>計画地の森林は生物多様性にとって大変重要な役割を果たしています。環境課が頑張っって保全に力を入れています。それを壊すような森林整備はやめてほしいです。</p>	その他	<p>施業の方法の変更は、森林所有者の意向に沿うため、また、市内には未施業地が多いことから、皆伐を選択することができるように準備をしておくことで、未整備森林の解消や効率的な森林整備を図るために施業の方法の変更を行うものであり、バイオマス発電事業への供給量の増加を目的とした計画変更ではありません。</p>
5	<p>令和7年3月28日付での変更とあり、1年近く前の変更であったのが、石狩市民に丁寧かつ十分な説明がないままに適用直前のあわただしい縦覧とは、市民をなおざりにして市政を行っていると言えなないと思います。</p>	その他	<p>ご指摘の「令和7年3月28日付での変更」とある計画書については、昨年度の変更が反映された現時点で実行されている最新版の計画書となります。この度は、その計画書から令和8年4月1日に変更となる部分を「変更計画書（案）」として縦覧を行ったところです。</p>
6	<p>石狩浜の海岸防風林で、昨年アカモズの生息が確認された民有林が伐採されて、海岸林が分断され裸地となってしまひ、アカモズも消えたことがありました。石狩市が「アカモズアクションプラン」を策定し、生物多様性地域戦略の観点から最も重要な種として守ろうとしている野鳥です。</p>	その他	<p>重要な種を守っていくことは、市としても同じ思いであることから、希少生物等の生息地域やその保護につきましては、関係所管とも情報を共有してまいります。</p>
7	<p>1065林班とは、天然生海岸林の延長部分ではないでしょうか？これは、人工林ではありません。伐採をするべきではありません。</p>	その他	<p>天然林は、その土地の環境に適合し適切な状態で成長しているのであれば、伐採しない判断もできます。しかし、あまりにも密集するなど成長に支障が出るようだと、かえって機能の低下や風倒被害を招くことに</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
			もつながりますので、土地の状況に大きく左右されるものと考えます。
8	複層林とは天然生林と言われるもので、数十年にわたって天然更新が行われ複層林となったものですから、そこには、生物多様性の観点から希少な植生・動物・菌類等による生態系が構成されていると考えられます。天然生林では、複層林施業や伐採はすべきではありません。	その他	No. 6、No. 7 の回答に同じ
9	大径木の CO2 吸収量については、以前は成長期の樹木の CO2 吸収量に及ばないと言われていましたが（石狩市職員に言われました）、IPCC でも大径木の CO2 吸収量は大きさとともに増加することに注目するようになりました。特に天然生林の大径木は、伐採すべきではありません。子孫に残すべきものです。	その他	No. 1、No. 7 の回答に同じ
10	別表 2 で水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、水資源保全ゾーン、生物多様性ゾーン（水辺林タイプ、保地域タイプ）の規制がすべて緩められています。生物多様性の観点が必要になります。したがって、豊かな自然を守り育て生かす森林づくりは「石狩市環境基本条例」にかかわると思います。 石狩市環境審議会でもゼロカーボンや、CO2 吸収量が取り上げられています。森林整備計画についても、生物多様性の観点、CO2 吸収量などが重要視されていると思います。石狩市環境審議会での審議が必要だと思います。 今回の変更は、市民に十分な説明がないままに行われているので、施行を延期して、説明会を開くとよいと思います。以上。	その他	No. 6 の回答に同じ また、森林整備計画の策定や変更計画は、森林所有者、青年林業士、森林管理署を始めとする有識者を含めた石狩市森林管理推進協議会で承認を得て進めているところであります。 石狩市環境審議会では、環境基本法及び石狩市環境基本条例に基づき、環境基本計画、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び他の条例の規定によりその権限に属せられた事項について調査審議することとしております。
11	1 周知の仕方 本計画書（案）の縦覧と意見募集については、他のパブリックコメントと同様に、広報いしかり 2 月号に掲載して周知するべきだったと思います。人知れず、なるべく知られないように行なっているように感じます。今後の改善を望みます。	その他	当計画は 5 年毎に策定する計画ですが、策定時においては、法に基づく縦覧及びパブリックコメントを実施していますが、その計画期間内の変更については、縦覧のみの実施としているところです。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
			周知方法は、庁舎掲示板及びホームページとなり、策定時のパブリックコメント実施の場合のみ広報誌に掲載しているところです。
12	<p>2 施業の方法が変更となる森林の区域について</p> <p>「複層林施業を推進すべき森林」のうち①保安林指定地、②上乘せゾーニング（水辺林・保護地域）設定地、③創価学会所有地を除く区域について、「長伐期施業を推進すべき森林」に変更することと、変更計画書（案）の5ページ目に、変更対象となる林班・小班・面積の一覧表が掲載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林班 2047・2048・2049・2050 は、上乘せゾーニング（水資源保全ゾーン、生物多様性ゾーンの保護地域タイプ）と重なったり（2049 の全域）、近かったりしており、問題ないのか気掛かりである。2049 の全域は「水資源保全ゾーン」であるが本当に問題はないのか。</li> <li>・林班 1002 の 1・2 は暑寒別の国定公園第 1 種特別地域内の森林である。これはいかがかと思われる。複層林施業をすべき林班なのではないか。</li> <li>・林班 1055 は海岸に近く、石狩海岸の環境（海岸草原と海岸林）を持ち合わせている場所と考えられる。希少野生動植物に指定されたアカモズが利用している場所と伝えきいている。この場所も皆伐可能なエリアからはずすべきではないのか。</li> <li>・林班 1065 も、近くに石狩市海浜植物等保護地区（生態系保護地区）とカシワ防風保安林があり、先の林班 1055 と同様、アカモズが利用していると考えられることから、はずしていただきたい。</li> <li>・林班 1 については、小班 93・92・99・101 は防風林的な働きをしているのはいか。周辺的生活環境保全上の役割を検討していただきたい。小班 50・54・55・57 はカシワの自然林のように記憶しているが、古のこの地域の姿を示す場所として残しておきたい。</li> </ul>	その他	No.6、No.7の回答に同じ

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
13	<p>3 作業路網の整備について</p> <p>・計画書（案）p3・4 に表があり、赤文字で変更箇所が示されている。林業専用道として嶺泊線 1.3km、八幡高岡第3線 0.6km、俊別第1線 1.9km が開設される。これらの場所は、風力発電施設の計画予定地や既設地と重なる。石狩八の沢ウィンドファーム建設前に、森林作業道整備と称して整備計画が策定された経緯があった。建設された作業道は作業道の規格である幅員 3m をこえた立派なものであった。八の沢ウィンドファームの事業者である石狩グリーンエナジー株式会社の事務所は、石狩森林組合と同じ住所である。風力発電事業者からの要望を受け、先回りをして森林作業道（幅員の大きい）を建設するのではないかと思わざるを得ない。</p>	その他	<p>路網の整備につきましては、森林施業のために整備するものであり、風力発電事業者が使用する工事用道路には該当しないと伺っております。</p>